

# 令和2年 宜野湾市教育委員会第9回(定例会)会議録

教育長 知念 春美

教育委員 大城 進

開催日時：令和2年8月27日 開会 14:00 閉会 16:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、普天間みゆき教育長職務代理者、大城進委員、  
石川正信委員、知念菜穂子委員

出席職員

【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 総務係長 上原 利紀、教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

(施設課) 課長 仲村等

【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳

(指導課) 課長 與那嶺哲

(学務課) 学務係長 普天間奈々

(はごろも学習センター) 所長 山口久美子

議事日程

議案第33号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について  
(令和2年宜野湾市一般会計補正予算(第6号))

議案第34号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する  
規則について

議案第35号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第36号 宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

報告事項

(教育部の報告)

- ・普天間小学校校舎増改築事業進捗報告について

(指導部の報告)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組状況について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数に達しております。ただいまから、令和2年第9回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は4件となっております。本日の会議録署名人は、大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いたします。なお、前回の会議録につきましては準備中のため次回承認頂きたいと存じます。それでは、審議に入ります前に、「教育長諸般の報告」を行います。

---

### <教育長諸般の報告>

○知念春美 教育長 7月30日(木)、「宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に出席しました。8月14日(金)、「宜野湾市GIGAスクール構想推進プロジェクト・チーム辞令交付式」を行いました。同日、「9月定例市議会市長及び副市長調整会議」に出席。17日(月)、「中頭地区市町村臨時教育長会」に出席し、中学3年生の授業日数確保について情報交換を行いました。19日(水)、「宜野湾市校長会」を開き、新型コロナウイルス感染拡大状況と、それに係る対策について国や県のマニュアルについて再確認をお願いしました。26日(水)、「第1回宜野湾市総合計画策定委員会及び第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議」に出席。その後、大謝名小学校で教頭として最後に退職された與那覇澄子先生による大口のご寄付がございましたので、贈呈式に市長と一緒に臨みました。そして本日、「令和2年 第9回定例教育委員会会議」となっております。以上が教育長諸般の報告といたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。それでは、日程1 議案第33号「議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。本件は、9月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議がないようですので、日程1 議案第33号は非公開といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納 貴子部長 それでは、議案書1頁をお開き下さい。

議案第33号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について

令和2年9月宜野湾市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和47年宜野湾市教育委員会規則第5号)第2条第8号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。教育委員会に係る議会の議決を経るべき議案「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)」の作成にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和

31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

<非公開 審議>

○知念春美 教育長 これより、日程1 議案第33号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)について」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程1 議案第33号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程2 議案第34号「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書16頁をお開き下さい。あわせて新旧対照表1頁もご準備ください。

議案第34号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について

宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則(昭和62年宜野湾市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。宜野湾市GIGAスクール構想推進プロジェクト・チームの設置に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にて、ご説明申し上げます。黄色表紙、新旧対照表1頁をご覧ください。新旧対照表は、左側が現行で、右側が改正案でございます。

まず、第3条(組織)の改正でございます。提案理由でも、ご説明申し上げましたとおり宜野湾市GIGAスクール構想推進プロジェクト・チームの設置に伴う改正でございます。第3条第1項中「学務課 事業管理係、学務係、助成係」を「学務課 事業管理係、学務係、助成係(改行) 宜野湾市GIGAスクール構想推進プロジェクト・チーム」に改めるものでございます。

続けて、2頁をお開き下さい。別表第1の改正でございます。別表第1、指導部の部、学務課の次に「宜野湾市GIGAスクール構想推進プロジェクト・チーム」を加え、事務の概要を追加してございます。

最後に議案書 17 頁に戻りまして、附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の規定は、令和 2 年 8 月 7 日から適用する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。知念委員。

○知念菜穂子 委員 プロジェクト・チームということですが、指導部の学務課の中にあると考えていいのですか。係が集まってこのチームを作ったのでしょうか。分からないので少し教えて頂きたいです。

○知念春美 教育長 これに関しましては、総務課係長からお願いします。

○禰覇由美子 総務課教育企画係長 今回の規則改正について、学務課から改正箇所として記載しているため分かりにくいかと思います。「宜野湾市 GIGA スクール構想推進プロジェクト・チーム」は「課」の形式になっていて、「指導課」、「学務課」、「プロジェクト・チーム」と、それぞれ別の課になっております。今回の改正では、法制執務上、改正箇所を表として捉えて、表を改めるかたちになっておりますので、このような改め文になっております。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程 2 議案第 34 号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程 3 議案第 35 号「宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書 18 頁をお開き下さい。あわせて新旧対照表 3 頁もご準備ください。

議案第 35 号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程（平成 20 年宜野湾市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 8 月 27 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。宜野湾市 GIGA スクール構想推進プロジェクト・チームの設置に伴い、訓令の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にて、ご説明申し上げます。黄色表紙、新旧対照表 3 頁をご覧ください。

宜野湾市 GIGA スクール構想推進プロジェクト・チームの設置に伴い、事務決裁を定めるための別表第 2 の個別専決事項の改正でございます。別表第 2 「宜野湾市 GIGA スクール構想推進プロジェクト・チーム」の部を加えます。決裁事項は、「1 GIGA スクール構想の推進に関すること。」、決裁の権限は、教育長は「重要なもの」、部長は「比較的重要なもの」、課長は「軽易なもの」でございます。

最後に議案書 19 頁に戻りまして、附則でございます。この訓令は、令和 2 年 8 月 27 日から施行し、改正後の宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の規定は、令和 2 年 8 月 7 日から適用する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 確認の意味で質問させていただきます。決裁規程ということですが、文書の一番最初の起点は、どこから始まりますか。起案文書の担当は、どこから開始しますか。

○知念春美 教育長 はごろも学習センター所長。

○山口久美子 はごろも学習センター所長 起案については、チーム員から行います。今チーム員は、係長クラスになっておりますので、係長から印鑑を押していくことになります。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 最終的には、総括者の指導部長の決裁、つまりはこれをもって最終決定ということになるのですか。

○知念春美 教育長 はごろも学習センター所長。

○山口久美子 はごろも学習センター所長 軽易なものについては、課長までの決裁で済むこともあるかと思えます。課長級は 3 名おりますので、その 3 名が、順番に見て、押していきます。ただチーム員の中で、教育推進計画統括の部分、指導主事の先生方が考える部分は、指導課長がチーム員からの起案をまず最初に見て、それから他の課長のところへ順番に、という考えもあります。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程3議案第35号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程4議案第36号「宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案書20頁をお開き下さい。あわせて新旧対照表4頁もご準備ください。

議案第36号 宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

宜野湾市教育委員会公印規程（昭和59年宜野湾市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年8月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。宜野湾市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程の制定に伴い、プロジェクト・チーム総括者の印を定めるため、訓令の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にて、ご説明申し上げます。黄色表紙、新旧対照表4頁をご覧ください。新旧対照表は、左側が現行で右側が改正案でございます。

まず、別表第1の改正でございます。令和2年8月6日付で宜野湾市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程を定めたため、新たな公印として「プロジェクト・チーム総括者之印」を新調いたしますので、別表第1中34の項「沖縄県宜野湾市立はごろも幼稚園長之印」の次に、35項として、公印の名称を「プロジェクト・チーム総括者之印」、書体を「れい書」、形状「正方形」、寸法「21mm」、用途「プロジェクト・チーム総括者名をもつてする文書」、保管者「総務課長」を加えます。

次に4頁から5頁にかけては、別表第2の改正でございます。別表第2の35に、「プロジェクト・チーム総括者之印」の陰影を加えます。続けて、6頁から9頁にかけては、元号の改正でございます。様式第2号から様式第5号までの規定中「平成」の削除をさせていただきます。

最後に議案書の21頁に戻って頂きまして、附則でございます。この訓令は、令和2年8月27日から施行する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 「プロジェクト」と「チーム」の間にある「中ポツ」がありますよね。これについては、あった方がよいものなのでしょうか。

○知念春美 教育長 総務課係長お願いします。

○禰覇由美子 総務課教育企画係長 今回、プロジェクト・チーム設置要綱等を制定するにあたり、宜野湾市の市長部局では既にプロジェクト・チームを設置しておりまして、こちらが「プロジェクト・チーム」となっております。やはり私たちも市として統一したかたちでの名称を使用するというので、「中ポツ」を打っております。確かに大城委員のおっしゃるように、全国的にはうっているところと、うっていないところがあったのですが、市長部局に統一したかたちで今回制定いたしました。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程4議案第36号を終了いたします。休憩します。

---

#### <各部の報告>

##### (教育部の報告)

- ・普天間小学校校舎増改築事業進捗報告について

##### (指導部の報告)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組状況について

---

○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。